

平成 29 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
第 3 回技術実証検討会 議事要旨（案）

1. 日時 2018（平成 30）年 2 月 23 日（金）16：15～17：20
2. 場所 鉄鋼会館 705 号室
3. 出席検討員 近藤検討員（座長）、永田検討員、三坂検討員、梅田検討員、
4. 配布資料
資料 検討会 3-1-1 : 第 2 回技術実証検討会議事録（案） ※
資料 検討会 3-1-2 : 第 1 回分科会及び第 2 回検討会確認事項に関する事務局確認結果 ※
資料 検討会 3-2-1 : 平成 31 年度以降の環境技術実証事業における技術分野について
資料 検討会 3-2-2 : 今後の ISO14034 の活用について
資料 検討会 3-2-3 : 事業実施要領の改定等について
資料 検討会 3-3 : テーマ自由枠の進捗状況及び今後のスケジュールについて
資料 検討会 3-4 : 実証対象技術一覧
資料 検討会 3-5-1～3-5-3 : 実証報告書（案） ※
資料 検討会 3-6 : 目標値の下限設定について ※
参考資料 検討会 3-a : 第 1 回技術分科会議事録 ※
参考資料 検討会 3-b : 第 2 回技術分科会議事録 ※
参考資料 検討会 3-c : 第 3 回技術分科会議事録（案） ※

※非公開資料

5. 議事

会議は、一部非公開にて開催された。

(1) 開会

(2) 審議事項

i) 前回議事録の確認【資料 3-1-1～資料 3-1-2】

前回議事録案について確認を行い、承認された。

ii) 平成 31 年度以降の環境技術実証事業における技術分野について【資料 3-2-1】

環境省大臣官房総合政策課 環境研究技術室より、資料に基づき、平成 31 年度以降の環境技術実証事業における技術分野について説明がなされた。資料に対してなされた議論は以下のとおりであった

【意見・質疑応答】

- 資料によると「複数分野に該当しうる技術の取り扱いは、一義的には申請者に選択させる」となっている。この場合、同じ技術であっても申請者ごとで違う分野に申請されることもあり得るといふことか。また、その場合、環境省で分野の整理がなされるのか。→申請者ごとに違う分野で申請されることもあり得る。ただし、環境省にて分野の割り振りや整理を行う予定である。

iii) 今後の ISO 14034 の活用等について【資料 3-2-2】

環境省大臣官房総合政策課 環境研究技術室より、資料に基づき、今後の ISO 14034 の活用等について説明がなされた。資料に対してなされた議論は、以下のとおりである。

【意見・質疑応答】

- 本分野では、JIS になった技術は実証対象外となっているが、ISO を活用するに当たってはどのような扱いとなるのか。
→JIS になった技術については、平成 31 年度以降はこれまでの経緯を踏まえ、技術選定の段階で判断する。
- 日本では、JIS 等で規格化されている技術である一方、海外では規格化されていない技術を海外展開する場合は、実証の対象となるのか。また、反対に海外で規格化されている技術で、日本ではまだ規格化されていない技術は実証の対象となるのか。
→本件は、環境省にて改めて確認頂くこととなった。
- 日本（東京、大阪）とは環境が異なる海外に対して、地域性の違いはどのように考えればよいのか。
→基本的には現状の実証方法でよく、地域性を踏まえた実証にしなくてよい。最終的な判断は、報告書の受け手側（技術の使用者）に任せる形でよいと考えられる。
 - これに併せて、日本国内であっても地域による環境の差はあるため、申請者が対象とする地域に合せた気象データで実証を行うことも今後はあり得ると考えられるなどの意見があった。

iv) 業実施要領の改定等について【資料 3-2-3】

環境省大臣官房総合政策課 環境研究技術室より、資料に基づき、事業実施要領の改定等について説明がなされた。資料に対してなされた議論は、以下のとおりである。

【意見・質疑応答】

- 資料の（別紙 1）の序 総則の「1.目的」において、「環境保全効果」という単語が 2 回出てきているため修正した方がよい。
→その旨、修正する。
- 資料の（別紙 1）の「（別紙 1）用語の定義」で、環境技術について、ISO 上の定義は記載されるのか。また、資料の（別紙 2）「環境技術」であることの判断の目安は、事業実施要領に添付されるのか。
→ISO 上の定義は記載しない予定である。また、（別紙 2）については、事業実施要領には添付せず、参考資料の扱いとなる。
- （別紙 2）において、「環境の改善効果等が…、価格、利用方法の簡便さ等で改善点があるのであれば、環境技術として認められる」とあるが、この判断の所掌はどこになるのか。
→技術実証検討会での判断となる。
 - 上記回答に対して、以下の意見があった。
技術実証検討会では、技術的な検討であれば行えるが、価格や利用方法についてまで

検討するのは困難である。

v) テーマ自由枠について【資料 3-3】

実証運営機関のエックス都市研究所より、資料に基づき、テーマ自由枠の進捗状況及び今後のスケジュールについて説明がなされた。資料に対してなされた議論は、以下のとおりである。

【意見・質疑応答】

- 平成 31 年度からは、国負担体制は無くなり、全て手数料徴収体制となるのか。
→これまで、新たな技術の場合、①実証要領の作成、②実証の方法が決まっていないなど、検討すべき項目があるため国負担体制としていた。平成 31 年度からは、全ての技術がテーマ自由枠のような扱いとなるので、手数料徴収体制とする。

vi) 今年度選定した実証対象技術について【資料 3-4】

事務局より、資料に基づき、今年度選定した実証対象技術について、説明を行った。

(3) 閉会

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室・石関室長補佐より開会の挨拶がなされた。

以上

(文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室〔速報のため事後修正の可能性有り〕)